第61回 岡山市第二農業委員会総会議事録

1 招集の日時 平成28年 6月20日(月) 午前10時00分

2 開会の日時 平成28年 6月20日(月) 午前10時00分

3 閉会の日時 平成28年 6月20日(月) 午前10時24分

4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール

5 委員の番号及び氏名並びに出席,欠席の別

定数26名 出席18名 欠席8名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (23)	上岡耕一	出	1 3	錆川吉正	出
職務代理者(7)	浮田孝允	出	1 4	水内清郎	欠
1	岸本博	出	1 5	岡本五樹	出
2	近藤浩夫	出	1 6	難波勝利	出
3	岩居晴男	出	1 7	赤井史人	田
4	今 東 徳 雄	出	1 8	長田孝之	欠
5	塩 飽 幹 廣	出	1 9	田淵勉	欠
6	石 田 始	出	2 0	藤田眞樹	出
_	_	_	2 1	延澤強哉	欠
8	岡﨑章二	出	2 2	花口弘行	欠
9	岡﨑利祐	出	_	_	_
1 0	岡﨑浜雄	出	2 6	藤 原 忍	出
1 1	川間昌徳	出	2 7	磯 谷 和 行	欠
1 2	岸本行雄	欠	2 8	森山幸治	欠

6 農業委員以外の出席者

事務局 参 事 箕浦 勝宏 次 長 真田 明彦

農地担当課長 万代 幸男 担当課長補佐 佐藤 孝司

担当係長 入江 貢 副主査 大橋 和之

副 主 査 柴田 美佳

- 7 傍聴者 0名
- 8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について(事務局長専決)
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について(事務局長専決)
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 - (4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成28年度事業について
- (2) その他
- 9 議事録署名委員の氏名

6番:石 田 始 15番:岡 本 五 樹

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第61回 岡山市第二農業委員会総 会を開会します。本日の欠席は8名です。

本日の議事録署名委員を指名します。6番,石田始委員,

15番,岡本五樹委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等はありますか。

大橋副主査 議案の訂正はありません。

なお、5月18日の総会で議決され、5月30日の岡山県農業会議に諮問した転用申請につきましては、中区倉富の流通業務施設への転用が3、000㎡を超えていることから現地調査の対象で保留となり、6月8日の現地調査後、許可適当との答申がありましたので報告します。

以上です。

議 長 それでは、第1号議案に入ります。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申 請について中区協議会の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 1ページ1番,増反による所有権移転です。受人は現在,約48アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、

労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,農業委員会が定める 下限面積30アールを超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考 えます。

2番,3番は受人が同じため、同時に説明します。2番,3番ともに受贈による所有権移転です。受人は現在、約51アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員

1番から3番までの3件について審議した結果、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 以上の報告について何かご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

大橋副主査

1ページ4番,受贈による所有権移転です。受人は現在,約92アール農地を 耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること,機 械,労働力,技術,地域との関係などをみても問題がないこと,下限面積50ア ールも超えていることから,許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、借入地取得による所有権移転です。受人は、現在、約43アール農地を 耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機 械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定 める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしている と考えます。

6番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約32アール農地を耕作して おり非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働 力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限 面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えま す。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約96アール農地を耕作して おり非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働 力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限 面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えま す

8番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約34アール農地を耕作して おり非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働 力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限 面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えま す。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 4番から8番までの5件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意見と しています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等 (1) について, 1番から8番までの8件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、申請等(1)について、全件を許可と決定します。

次に申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。 事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査

2ページ1番から5ページ24番は敷地を数区画に分けて自己専用住宅を建築する申請のため、同時に説明します。いずれも平成28年5月11日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

1番,受人は現在,南区豊成一丁目の借家に家族3人で居住していますが,子 どもが生まれ,家財道具が増えて手狭になったため,妻の勤務先に近い申請地を 譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

2番,受人は現在,北区花尻ききょう町の借家に家族3人で居住していますが, 家財道具が増えて手狭になったため,夫婦それぞれの勤務先に近い申請地を譲り 受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

3番、受人は現在、中区原尾島一丁目の借家に家族3人で居住していますが、 子どもが生まれ、家財道具が増えて手狭になったため、勤務先や実家に通いやすい申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、受人は現在、中区江崎の借家に家族3人で居住していますが、2人目

の子どもが生まれる予定で、家財道具が増えて手狭になるため、現住居や勤務 先に近く、生活環境の変わらない申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しよ うとするものです。

5番、受人は現在、中区湊の借家に家族3人で居住していますが、子どもが生まれ、家財道具が増えて手狭になったため、現住居や妻の勤務先に近く、生活環境の変わらない申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、受人は現在、南区郡の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先や実家に通いやすい申請地を 譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

3ページ7番,受人は現在,中区桑野の借家に家族5人で居住していますが, 子どもの成長に伴い,家財道具が増えて手狭になったため,現住居に近く,生活 環境の変わらない申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするもので す。

8番、受人は現在、中区江崎の借家に家族3人で居住していますが、手狭になったため、生活環境が変わらず、娘の住居も近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は現在、南区浜野二丁目の借家に家族5人で居住していますが、 子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近くなる 申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番,受人は現在,南区芳泉四丁目の借家に家族3人で居住していますが, 家財道具が増えて手狭になったため,実家や勤務先を行き来するのに便利な申請 地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番,受人は現在,南区福富東二丁目の借家に夫婦2人で居住していますが,家財道具が増えて手狭になったため,実家に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番,受人は現在,南区浜野三丁目の借家に夫婦2人で居住していますが,子どもが生まれる予定で手狭になったため,妻の実家に近くなる申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

4ページ13番,受人は現在,北区奥田本町の借家に居住していますが,家 財道具が増えて手狭になり,娘と同居するため,勤務先に通いやすい申請地を譲 り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

- 14番,受人は現在,南区浜野一丁目の実家に家族7人で居住していますが, 子どもの成長に伴い,家財道具が増えて手狭になったため,勤務先に近い申請地 を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 15番,受人は現在,北区野田四丁目の借家に家族3人で居住していますが, 子どもが生まれ,家財道具が増えて手狭になったため,夫婦それぞれの勤務先に 通いやすい申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 16番,受人は現在,南区南輝一丁目の借家に夫婦2人で居住していますが, 家財道具が増えて手狭になったため,妻の実家に近い申請地を譲り受けて自己専 用住宅を建築しようとするものです。
- 17番,受人は現在,中区平井の借家に家族4人で居住していますが,家財 道具が増えて手狭になったため,勤務先に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅 を建築しようとするものです。
- 18番,受人は現在、中区江並の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、実家に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 5ページ19番,受人は現在,南区宗津の実家に家族5人で居住していますが,家財道具が増えて手狭になったため,長年居住していた中区平井や実家に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 20番,受人は現在、中区湊の借家に夫婦2人で居住していますが、家財道 具が増えて手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近くなる申請地を譲り受 けて自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 21番,受人は現在,中区倉田の借家に家族3人で居住していますが,家財 道具が増えて手狭になったため,現住居から近く,生活環境の変わらない申請地 を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 22番,受人は現在,東区金岡東町二丁目の借家に家族3人で居住していますが,子どもが生まれ,家財道具が増えて手狭になったため,夫婦それぞれの勤務先に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 23番、受人は現在、中区祇園の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、実家に近く、妻の勤務先に通いやすい申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。
 - 24番、受人は現在、中区平井四丁目の借家に居住していますが、結婚の予

定があり、手狭であるため、勤務先に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

1番から24番について、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用 面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員 1番から24番の24件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意見と しています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 以上の報告について何かご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

大橋副主査 6ページ25番、申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判 断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は申請地向かいの宅

地に居住していますが、自宅を改築し娘夫婦と同居することとなり駐車場が必要なため、自宅向かいの土地を譲り受けて露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積、被害防除計画等、一般

基準上も問題ないと思われます。

26番, 平成28年5月11日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の 広がりが10~クタール以上の1種農地と判断され,転用目的は分家住宅で使用 貸借権を設定します。受人は現在申請地隣接の実家に両親と受人家族計7人で暮 らしておりますが,子供の成長に伴い家財道具が増え手狭となったため,農業の 手伝いもできる実家近接の父所有の農地を借り受けて分家住宅に転用しようと するものです。1種農地ですが「集落に接続した住宅」に該当し、例外的に許可 が可能です。転用面積,被害防除計画等,一般基準上も問題ないと思われます。

27番、申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、 転用目的は露天駐車場で賃貸借権を設定します。貸露天施設であるため永久転用 目的による3年間の一時転用です。受人は現在申請地隣接地露天駐車場を拠点と して一般貨物輸送業を営んでおりますが、業務拡大し計55台のトラックで運用 することとなり既存露天駐車場では不足するため、隣接する申請地を借り受けて 露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われ ます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

28番,平成28年5月11日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で

使用貸借権を設定します。受人は現在東区平島の借家に家族4人で居住しておりますが、家財道具等も増え手狭となったため、実家ほど近い祖父所有の農地を借り受けて自己専用住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

29番,申請地は農地の広がりが10ヘクタール未満の2種農地と判断され, 転用目的は自己専用住宅で所有権移転します。受人は現在中区の借家に居住して おりますが,子供の成長に伴い家財道具等も増え手狭となったため,妻の実家に 近い農地を譲り受けて自己専用住宅に転用しようとするものです。農地区分と転 用目的は問題ないと思われます。転用面積,被害防除計画等,一般基準上も問題 ないと思われます。

30番,31番は受人が同じで転用目的が同じ自己専用住宅なので同時に説明します。平成28年5月11日付け農振除外済み案件で、申請地は農地の広がりが10~クタール未満の2種農地と判断され30番は所有権移転、31番は使用貸借権を設定します。受け人は現在実家に計6人で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、長年住み慣れた環境を変えることのない実家近隣の申請地を自己専用住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員

25番から31番までの7件について審議した結果,事務局の説明のとおり,許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 ただいまの報告に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(2)の31件について,許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、申請等(2)の31件については許可と決定します。

次に申請等(3)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

大橋副主査

7ページ1番,農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で,旧農地保有合理化事業にあたるものです。本件は財団から耕作者への所有権移転です。計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では承認意見となっています。

以上です。

議 長 以上の説明について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(3)岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転) については原案のとおり決定とします。

次に、申請等(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

柴田副主査

8ページ1番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自 作地は届出人で管理、貸付地は引き続き貸付けます。

2番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

3番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

4番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

9ページ5番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届 出人で耕作します。

6番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届 出人で耕作、貸付地は引き続き貸付けます。

7番、相続により所有権を取得しています。あっせん希望がありますので、現在の貸付状況を踏まえて届人に確認のうえ担当委員と協議する予定です。

8番,相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく,届出 人で耕作します。

9番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出 人で耕作します。

10番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届人で耕作し、貸付地は引き続き貸付します。

11番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で耕作します。

12番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、自作地は届出人で管理します。

以上です

議 長 以上の説明について何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(4)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、12件を受理と決定します。

次に報告について事務局から説明をお願いします。

大橋副主査 報告(1)4条届については、11ページ1番から4番の4件です。転用目的は共同 住宅が2件、住宅が1件、分譲住宅地が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

> 報告(2) 5条届については、12ページ1番から13ページ15番の15件です。 転用目的は車庫及び倉庫が1件、分譲宅地等が4件、露天月極駐車場が1件、宅地が2件、露天駐車場が3件、自己居住用住宅が3件、自己兼用住宅が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

> 報告(3)18条第6項の規定による合意解約通知は、14ページ1番から5番の5件です。解約理由は耕作目的が3件、転用目的が2件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地改良届については、15ページ1番の1件です。内容は普通野菜畑が1件です。

以上です。

議 長 これらの報告についてご意見ご質問はありませんか。

全 員 ありません

議長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。 続きまして、第2号議案、農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

万代課長 2号議案の農政関係等について説明

浮田職務代理者なにか質問がありますか。なければこれで終わりたいと思います。

本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがと うございました。これをもちまして閉会といたします。 以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員